

答 申 案	<p style="text-align: center;">答申の考え方</p> <p>※1：() 番号は「資料 2 - 2」指摘事項と関連しています。 ※2：____は、指摘事項からの追記、変更した点。 ※3：解説は太字。 ※4：関連ページは、方法書本編のページ数。</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">【 委 員 名 】 (専 門 分 野)</p>
<p>【 1 全般的事項】</p> <p>(1) <u>対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)</u>は、<u>広範囲が保安林(水源かん養保安林、土砂流出防備保安林)に指定されており、かつ、砂防指定地や地すべり防止区域などの災害リスクの高い地域、環境省のセンシティブティマップで希少猛禽類の生息地として注意喚起されている区域も含まれている。</u> <u>これらのことから、後述する個別的事項も踏まえ、事業実施による環境への影響を適切に調査、予測及び評価したうえで、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)</u>の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を変更・調整することによって、環境への影響を回避又は十分に低減すること。</p>	<p>(これまでの方法書答申記載内容を基本として、本事業で特筆すべき事項を記載。)</p> <p>動物</p> <p>① <u>環境省のセンシティブティマップで希少猛禽類の生息地として注意喚起されている区域で事業を計画する意義について、準備書に記載すること。</u> 「関連ページ：P. 84、85」</p>	<p style="text-align: center;">【 関 島 委 員 】 (動 物 生 態 系)</p>
<p>(2) <u>本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について、具体的な評価方法を示すこと。また、評価結果を踏まえた風力発電設備等の配置等にすること。</u></p>	<p>① <u>環境影響調査に入る前に、累積的な影響をどのように評価するのか、評価計画を示すこと。</u> (委員からの指摘及び方法書の答申としてこれまで記載してきた内容を参考に作成。)</p> <p>【参考：(仮称) 丸森筆甫風力発電事業 環境影響評価方法書】</p>	<p style="text-align: center;">【 関 島 委 員 】 (動 物 生 態 系)</p>
<p>(3) <u>環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</u></p>	<p>(方法書の答申としてこれまで記載してきた内容。)</p>	
<p>(4) <u>事業区域周辺の住民、立地する白石市及び周辺事業者等の関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</u></p>	<p>(方法書の答申としてこれまで記載してきた内容。)</p>	

<p>(5) 必要な事後調査を実施し、事後調査報告書を作成すること。</p>	<p>② 必要な事後調査を実施し、事後調査報告書を作成すること。</p>	<p>【関島委員】 (動物生態系)</p>
<p>【2 個別的事項】 (1) 騒音 環境騒音における調査、予測及び評価に当たっては、事業区域及びその周辺の地形条件(上り勾配等)を考慮し、影響が最大となる地点を選定すること。 なお、環境騒音の状況については、等価騒音レベルだけでなく、5%時間率騒音レベルも算出した上で評価すること。</p>	<p>騒音 ① 環境騒音の状況については、等価騒音レベル (L_{Aeq}) と合わせて時間率騒音レベル (L_{A5}) も計算すること。 「関連ページ：P. 396」 ② 建築資材の搬入時の道路交通騒音について、坂などの道路形状により、アクセルを踏み込むことによる騒音の最大地点を選定して測定すること。 「関連ページ：P. 403」 (過去の方法書の答申内容を参考に①、②を統合。) 「参考：(仮称) ウィンドファーム八森山、(仮称) 京ヶ森石巻風力発電事業 環境影響評価方法書」</p>	<p>【永幡委員】 (騒音・振動)</p>
<p>(2) 地形及び地質 イ 重要な地形として選定されている非火山性孤峰の雨塚山の分布に関する調査手法について、地形図読図や空中写真判読等、具体的な内容を示すこと。 ロ 地形変化及び施設の有無による重要な地形に対する影響については、変化面積の絶対値のみで評価等をするのではなく、当該地形の形態的特徴の変化程度を示す等、低減措置の効果を具体的に評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を事業区域から除外すること。</p>	<p>地形及び地質 ① 重要な地形として選定されている非火山性孤峰の雨塚山の分布に関する調査手法について、地形図読図や空中写真判読等、具体的な内容を示すこと。 「関連ページ：P. 409」 ② 地形変化及び施設の有無による重要な地形に関する影響については、変化面積の絶対値のみで評価等をするのではなく、当該地形の形態的特徴の変化程度を示す等、低減措置の効果を具体的に評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を対象事業実施区域から除外すること。 「関連ページ：P. 410」</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p>
<p>(3) 地盤の安定性 イ 事業区域内には、保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所等の指定区域が存在し、土砂災害による生態系への重大な影響を誘発する危険</p>	<p>地盤の安定性 ① 対象事業実施区域内には、保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所等の指定区域が存在する。特に、土砂災害警戒区域(土石流)の上流域にあたる土石流</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p>

<p>性があるため、留意すること。特に、土砂災害警戒区域（土石流）の上流域にあたる土石流危険渓流の改変が土砂災害の危険性を高め、生態系へ重大な影響を与える可能性を十分に認識し、事業の実施による影響について、調査、予測及び評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、これらの区域及びその上流域を事業区域から除外すること。</p> <p>ロ 事業区域内には多くの地すべり地形が存在するため、移動体の上に風力発電設備等を設置する場合には、あらかじめ詳細な地形解析や地盤の安定解析等を行い、風力発電設備等の配置等は十分に安全側での評価が得られるものとする。</p>	<p>険渓流の改変が土砂災害の危険性を高めたり、生態系へ重大な影響を与えたりする可能性を十分に認識し、事業の実施による影響について、調査、予測及び評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、これらの区域及びその上流域を対象事業実施区域から除外すること。</p> <p>「関連ページ：P. 250～272」</p> <p>② 対象事業実施区域内には多くの地すべり地形が存在するため、移動体の上に風力発電設備等を設置する場合には、あらかじめ詳細な地形解析や地盤の安定解析等を行い、風力発電設備等の構造や配置又は位置・規模は十分に安全側での評価が得られるものとする。</p> <p>「関連ページ：P. 273～275」</p>	
<p>(4) 動物</p> <p>イ 事業区域に隣接している「阿津賀志山鳥獣保護区」の指定理由を把握した上で、保護すべき動物種に留意した上で風力発電設備等を配置すること。</p> <p>ロ 事業区域には伐採跡地が存在し、イヌワシの採餌環境になっている可能性があるため、生息状況を調査すること。</p> <p>ハ 当該地で重要とされる小坂峠における小鳥類の渡りのルートについて、小坂峠を中心としたルートのつながりを確認し、事業区域上を通過しているのかどうかを調査すること。 なお、累積的な影響について、当該事業区域を挟むようなかたちで隣接している二つの事業計画地も含めて、渡りルートを妨げるような構造になっていないかどうかを調査、予測及び評価すること。</p> <p>ニ ミゾゴイの生息・営巣環境を生息ポテンシャルマップに示した上で、それを踏まえた風力発電機の配置計画とすること。</p> <p>ホ 希少猛禽類や渡り鳥の調査位置について、各々、メインの飛翔ルートを確認できるように定点調査位置を広域に設定し、北東側にも調査位置を設定すること。</p>	<p>動物</p> <p>② 対象事業実施区域に隣接している「阿津賀志山鳥獣保護区」の指定理由を把握した上で、保護すべき動物種に留意した事業計画を立てること。 「関連ページ：P. 99」</p> <p>③ 対象事業実施区域には伐採跡地が存在し、イヌワシの採餌環境になっている可能性があるため、生息状況を調査すること。 「関連ページ：P. 105」</p> <p>④ 当該地で重要とされる小坂峠における小鳥類の渡りのルートについて、小坂峠を中心としたルートのつながりを確認し、対象事業実施区域上を通過しているのかどうかを調査すること。 なお、累積的な影響について、当該対象事業実施区域を挟むようなかたちで隣接している二つの事業地も含めて、渡りルートを妨げるような構造になっていないかどうかを調査、予測及び評価すること。 「関連ページ：P. 391」</p> <p>⑤ ミゾゴイの生息・営巣環境をポテンシャルマップにより示した上で、風力発電機の設置計画を立てること。 「関連ページ：P. 415」</p> <p>⑥ 希少猛禽類や渡り鳥の調査位置について、各々、メインの飛翔ルートを確認できるように定点調査位置を広域に設定し、北東側にも調査位置を設定すること。</p>	<p>【関島委員】 (動物生態系)</p>

<p>へ 事業区域及びその近隣において、希少猛禽類の生息が確認された場合は、伐採跡地や再造林地に採餌に訪れた希少猛禽類が風力発電機に衝突するリスクを回避するため、施設の稼働期間中、風力発電機近傍での森林の主伐を避ける必要が生じる、このことから、森林所有者と意思疎通を図り、想定される調整に備えること。</p>	<p style="text-align: right;">「関連ページ：P. 427」</p> <p>③ 対象事業実施区域内の人工林の伐採によって、希少猛禽類が風力発電機周辺に誘引される事態を防ぐため、伐採の制限が必要となる可能性があることから、地権者及び地元の林業関係者の理解を得ながら事業計画を進めること。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：P. 106」</p> <p>(過去の方法書の答申内容を参考に修正。) 「参考：(仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書」</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p> <p>【野口委員】 (植物(植生)、生態系(植物生態))</p>
<p>(5) 植物</p> <p>イ 植物相の調査ルートについては、風力発電設備等の新設・拡幅に伴う変更が予定される範囲を、全て含むように設定すること。また、今後、変更場所の変更があれば、それに対応したルートで調査、予測及び評価すること。</p> <p>ロ 現存植生図について、「3 アオハダモミ群落」は、この地域に僅かに残された自然度の高い森林と考えられるため、変更を避ける必要がある。また、隣接する森林を伐採することにより生育環境が変化し、樹木の枯死等が発生する可能性があるため、「3 アオハダモミ群落」に隣接しないよう、風力発電設備等を配置すること。</p>	<p>植物</p> <p>① 植物相の調査ルートについて、風力発電機の設置及び管理用道路の新設・拡幅に伴う変更が予定される範囲を、全て含む。また、今後、変更場所の変更があれば、それに対応したルートで調査、予測及び評価すること。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：P. 432」</p> <p>② 現存植生図について、「3 アオハダモミ群落」は、この地域に僅かに残された自然度の高い森林と考えられるため、変更を避ける必要がある。隣接する森林を伐採することにより生育環境が変化し、樹木の枯死等が発生する可能性があるため、「3 アオハダモミ群落」に隣接しない配置で、風力発電機および管理用道路の設置を計画すること。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：P. 106」</p>	<p>【野口委員】 (植物(植生)、生態系(植物生態))</p>
<p>(6) 生態系</p> <p>イヌワシを注目種選定マトリクス表(生態系)に反映の上、調査、予測及び評価を実施して準備書に記載すること。</p>	<p>生態系</p> <p>① イヌワシを注目種選定マトリクス表(生態系)に追加し、調査、予測及び評価すること。その上で、クマタカを上位性注目種に設定して評価したという経緯を準備書に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：P. 435」</p>	<p>【関島委員】 (動物生態系)</p>
<p>(7) 景観</p> <p>調査地点に、白石城の天守閣を追加し、評価すること。</p>	<p>景観</p> <p>① 調査地点に、白石城の天守閣を追加すること。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：P. 443」</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>

<p>(8) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>調査地点の利用状況について情報収集し、静穏性が求められる場 にあつては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境 に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。</p> <p>特に、<u>事業区域内</u>にかかっている福島県側の「東北自然歩道」上 での静穏性を確実に評価すること。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>① 調査地点の利用状況について情報収集し、静穏性が求められる場合 にあつては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合っ た静穏性が保たれるかの観点で行うこと。</p> <p>特に、<u>対象事業実施区域内</u>にかかっている福島県側の「東北自然歩 道」上での静穏性を確実に調査すること。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：P.147」</p>	<p>【永幡委員】 (騒音・振 動)</p>
<p>(9) 放射線の量</p> <p>イ <u>事業実施により除去する放射性物質を含む伐採木及び落葉等につ いては、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、発生量も 把握した上で、適正な管理等をすること。</u></p> <p>ロ 土壌の放射性物質濃度の調査については、従来の測定方法ではな く、リター層と土壌を分けた上で、土壌については表層から 5cm ま での深さで 1cm ずつ採取し、それぞれ測定して評価すること。</p>	<p>放射線の量</p> <p>① <u>事業の実施による新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・ 流出等による環境への影響を調査、予測及び評価すること。また、高濃 度の放射性物質の取り扱いについて検討し、施工計画に反映し、準備書 に示すこと。</u></p> <p>(過去の方法書の答申内容を参考に修正。) 「参考：(仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書」</p> <p>② 土壌の放射性物質濃度の調査にあつては、従来の測定方法ではなく、 リター層と土壌を分けた上で、土壌については表層から 5cm までの深さ で 1cm ずつ採取し、それぞれ測定すること。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p> <p>【石井委員】 (放射性物質)</p> <p>【石井委員】 (放射性物質)</p>